第三条の三の見出し中「氏名又は名称及び住所」を「氏名等」に改め、同条中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第五条第一項第一号中「住民票の記載事項証明書、健康保険の被保険者証、運転免許証、在留カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード」に改め、同項第二号中「国税又は地方税の領収証書、納税証明書」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十八条の規定による通知に係る書面」に改め、同条第三項中「及び住所（」を「、住所（」に、「同じ。）」を「同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び住所。以下この項、次条第一項及び第二項、第九条の三並びに第九条の四において同じ。）」に改め、同項ただし書中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第六条第一項及び第二項中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第九条第一項及び第二項中「及び所在地」を「、所在地及び法人番号」に改める。

第九条の三第二項並びに第九条の四第一項及び第二項中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条　番号利用法整備法第二十五条第二項の規定により同項に規定する金融機関の同項に規定する営業所等の長（以下この項において「金融機関の営業所等の長」という。）に同条第二項に規定する個人番号（以下この条において「個人番号」という。）又は同項に規定する法人番号（以下この条において「法人番号」という。）の告知をする者は、その告知をする際、当該金融機関の営業所等の長に、その者の同項に規定する書類を提示しなければならない。この場合において、当該金融機関の営業所等の長は、当該告知があった個人番号又は法人番号が、当該提示を受けた書類に記載された個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認しなければならない。

2　番号利用法整備法第二十五条第五項の規定により同項に規定する金融商品取引業者等の営業所等の長（以下この項において「金融商品取引業者等の営業所等の長」という。）に個人番号又は法人番号の告知をする者は、その告知をする際、当該金融商品取引業者等の営業所等の長に、その者の同条第二項に規定する書類を提示しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所等の長は、当該告知があった個人番号又は法人番号が、当該提示を受けた書類に記載された個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認しなければならない。

3　前条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（以下この条において「新国外送金等調書法施行令」という。）第五条第三項並びに第六条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にする新国外送金等調書法施行令第五条第三項に規定する国外送金等について適用し、施行日前にした前条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（次項において「旧国外送金等調書法施行令」という。）第五条第三項に規定する国外送金等については、なお従前の例による。

4　新国外送金等調書法施行令第九条の三第二項並びに第九条の四第一項及び第二項の規定は、施行日以後にする新国外送金等調書法施行令第九条の三第二項に規定する国外証券移管等について適用し、施行日前にした旧国外送金等調書法施行令第九条の三第二項に規定する国外証券移管等については、なお従前の例による。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第三十七条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第五項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）」に改め、同条第二十一項第一号、第二十四項第一号及び第二十七項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改める。

第二十四条第五項第一号、第二十一項第一号、第二十四項第一号及び第二十七項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条　前条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下この条において「新震災特例法施行令」という。）第十九条第五項第一号、第二十一項第一号、第二十四項第一号及び第二十七項第一号並びに第二十四条第五項第一号、第二十一項第一号、第二十四項第一号及び第二十七項第一号の規定は、施行日以後に提出する新震災特例法施行令第十九条第五項若しくは第二十四条第五項の届出書又は新震災特例法施行令第十九条第二十一項、第二十四項若しくは第二十七項若しくは第二十四条第二十一項、第二十四項若しくは第二十七項の申請書について適用し、施行日前に提出した前条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下この条において「旧震災特例法施行令」という。）第十九条第五項若しくは第二十四条第五項の届出書又は旧震災特例法施行令第十九条第二十一項、第二十四項若しくは第二十七項若しくは第二十四条第二十一項、第二十四項若しくは第二十七項の申請書については、なお従前の例による。

（財務省組織令の一部改正）

第三十九条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第八十九条中第三十号を第三十一号とし、第二十四号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第五十八条の規定による法人番号の指定、通知及び公表に関すること。

附　則

この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第三十九条の規定は、同法の施行の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三